

鶴岡市消防署庁舎消防用設備保守点検業務 仕様書

I 業務概要

鶴岡市消防署庁舎に設置された消防用設備を関係法令、規則等に基づき適正に維持管理することを目的とし、受注者の業務内容を定める。

- 1 業務名 鶴岡市消防署庁舎消防用設備保守点検業務
- 2 履行場所 消防本部・本署 鶴岡市美咲町36番1号
中央分署 鶴岡市文園町1番63号
北分署 鶴岡市道形町12番17号
西分署 鶴岡市下川字龍花崎41番697
温海分署 鶴岡市湯温海字湯之尻289
朝日分署 鶴岡市下名川字落合1
藤島分署 鶴岡市藤島笹花51番1
櫛引分署 鶴岡市上山添文栄78番1
三川分署 三川町大字横山字西田85番1
- 3 履行期間 令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする
- 4 対象業務内容
 - (1) 保守点検種別等及び点検周期
 - ① 機器点検 6月（概ね9、3月に実施すること）
 - ② 総合点検 1年（概ね3月に実施すること）
 - ③ 機器に異常が発生した場合の保守点検 発注者の求めに応じ、随時
 - ④ 発注者の求めによる立会い等 発注者の求めに応じ、随時
 - (2) 保守点検設備等
 - ① 消火器具
 - ② 粉末消火設備
 - ③ 屋内消火栓設備
 - ④ 自動火災報知設備
 - ⑤ 非常警報設備（放送設備）
 - ⑥ 避難器具（救助袋）
 - ⑦ 誘導灯及び誘導標識
 - ⑧ 防火扉等を含む排煙設備

なお、保守点検設備等の数量については別表1及び2のとおりとする

II 共通仕様

- 1 本業務は、消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知等で定められた基準に基づき、点検等を実施すること。

- 2 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）による。
- 3 本仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は発注者と協議の上、決定するものとする。
- 4 業務の実施に当たっては、実施日の1週間前までに発注者の承諾を得た上、実施すること。
ただし、業務実施中であっても災害発生等を理由として対象業務の実施が困難となった場合は、業務を速やかに中断して後日日程調整の上で実施すること。
- 5 業務従事者のうち、点検者にあつては消防設備士又は消防設備点検資格者とする。なお、誘導灯及び誘導標識の点検等にあたり消防設備士が点検等を行う場合は、電気工事士又は電気主任技術者の資格を有する者が行うこと。
- 6 受注者は、業務従事者の労務管理及び健康管理等を適切に行うこと。
- 7 受注者は、業務従事者に対して安全衛生及びその他の業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。また、消防業務に支障が生じないように留意し実施するとともに、機器を操作する際には十分に安全確認を行って事故の無いようにすること。
また、作業中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 8 作業時は、業務に関係のない場所、室への入室を禁止するとともに、業務上知り得た施設管理データ、施設資料等の情報の漏洩及び持出しを行わないこと。
- 9 業務に必要な鍵は作業時貸与するものとし、業務終了後は直ちに返却すること。また、鍵の取扱いについては発注者の指示に従うこととし、鍵の複製は行わないこと。
- 10 業務実施に必要な資器材及び消耗品は受注者の負担とすること。
ただし、業務実施時に必要とする電気料金等の光熱水費は消防本部施設内の使用分に限り、発注者の負担とする。
- 11 受注者は、作業に際して建物、造作物及び物品に十分な注意を持って取り扱うこと。なお、受注者の責に帰すべき理由によって損害を与えた場合は、受注者の責任によってその損害を賠償すること。
- 12 業務が終了した場合は、速やかに点検結果報告書を提出すること。
- 13 点検時に発見した不具合は、速やかに受注者に報告すること。
なお、交換部品を必要としない調整等による簡易な修繕は本業務内容に含むものとし、交換部品が発生する修繕等については委託料とは別に受注者の負担とする。
また、機器に異常が発生した場合の経費についても、交換部品を必要としない調整等による簡易な修繕は本業務内容に含むものとし、交換部品が発生する修繕等については委託料とは別に受注者の負担とする。
合わせて、発注者の求めによる業務従事者の立会いに要する経費は、修繕等を必要とする場合を除き、受注者の負担とする。
- 14 委託料の支払時期は、当該年度の業務が完了した翌月とする。また、支払額は、委託料総額を契約月数で割り戻し、当該年度の月数を乗じた額とする。

別表 1 (消防本部・本署)

機 器 等 名 称	数 量	摘 要	機器点検	総合点検 及び 機器点検
消火器具	38本	粉末消火器 10型 蓄圧式 38本 50型 蓄圧式 1本	○	○
移動式粉末消火設備	4基	HAD - 75RD-S 4基	○	○
屋内消火栓設備	1式	エバラMDFU型 消火ポンプ屋内消火栓 13基	○	○
自動火災報知設備	1式	複合受信機 GR型 (R-765型) 1基 表示機 1基 中継器 11基 発信機 (P型1級) 13基 表示灯 13個 光電アナログ式スポット型感知器 (自動試験機能付き) 66基 差動式スポット型熱感知器 (自動試験機能付き) 128基 定温式スポット型熱感知器 (自動試験機能付き) 89基 消火栓起動連動装置 1台 受信機予備電源 1基	○	○
非常放送設備	1式	増幅器 320W 1基 (自動火災報知機設備連動) スピーカー 136台 音量調整器 55個 非常電源 1基	○	○
避難器具	1式	垂直式救助袋 1基 (垂直式、階数5)	○	○
誘導灯	1式	避難口誘導灯 C級 9灯 通路廊下誘導灯 C級 5灯 誘導標識 38枚	○	○
排煙設備	1式	制御盤 1面 防火戸ドア式 S型) 8枚 防火シャッター 1枚 (電動式煙連動式)	○	○

※ 各設備配線点検、点検報告書作成費含む

別表 2 (各分署)

分署名	機器等名称	数 量	摘 要	機器点検
中央分署	消火器具	4 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 4 本	○
	誘導灯・誘導標識	6 式	避難口誘導灯 C 級 5 灯 通路廊下誘導灯 C 級 1 灯	○
北分署	消火器具	4 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 4 本	○
	誘導灯・誘導標識	6 式	避難口誘導灯 C 級 5 灯 通路廊下誘導灯 C 級 1 灯	○
西分署	消火器具	3 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 3 本	○
	誘導灯・誘導標識	3 枚	誘導標識 3 枚	○
温海分署	消火器具	5 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 5 本	○
	誘導灯・誘導標識	6 式	避難口誘導灯 C 級 5 灯 通路廊下誘導灯 C 級 1 灯	○
藤島分署	消火器具	3 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 3 本	○
	誘導灯・誘導標識	9 枚	誘導標識 9 枚	○
櫛引分署	消火器具	2 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 2 本	○
	誘導灯・誘導標識	—	—	—
三川分署	消火器具	3 本	粉末消火器 10型 蓄圧式 3 本	○
	誘導灯・誘導標識	6 式	避難口誘導灯 B 級 1 灯 避難口誘導灯 C 級 1 灯 通路廊下誘導灯 C 級 1 灯 誘導標識 3 枚	○

※ 各設備配線点検、点検報告書作成費含む